

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	現 行
(削除)	8-44 規則第8条第44項に規定する「会計方針」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計方針をいうものとする。
(削除)	8-45 規則第8条第45項に規定する「表示方法」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう表示方法をいうものとする。
(削除)	8-46 規則第8条第46項に規定する「会計上の見積り」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計上の見積りをいうものとする。
(削除)	8-47 規則第8条第47項に規定する「会計方針の変更」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計方針の変更をいうものとする。
(削除)	8-48 規則第8条第48項に規定する「表示方法の変更」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう表示方法の変更をいうものとする。
(削除)	8-49 規則第8条第49項に規定する「会計上の見積りの変更」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計上の見積りの変更をいうものとする。
(削除)	8-50 規則第8条第50項に規定する「誤謬」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう誤謬をいうものとする。
(削除)	8-51 規則第8条第51項に規定する「遡及適用」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう遡及適用をいうものとする。
(削除)	8-52 規則第8条第52項に規定する「財務諸表の組替え」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう財務諸表の組替えをいうものとする。
(削除)	8-53 規則第8条第53項に規定する「修正再表示」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう修正再表示をいうものとする。
<p>8の2 規則第8条の2に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。</p> <p>1 重要な会計方針については、投資者その他の財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会</p>	(新設)

社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。なお、会計基準等の定めが明らかな場合であって、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、注記を省略することができる。

2 重要な会計方針には、例えば次の事項が含まれるものとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 繰延資産の処理方法
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (6) 引当金の計上基準
- (7) 収益及び費用の計上基準
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- (10) その他財務諸表作成のための基礎となる事項

3 2の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。

(1) 2の(1)に掲げる有価証券の評価基準及び評価方法の記載に関しては、次の点に留意する。

① 有価証券とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第2号に掲げる権利（以下①において「信託受益権」という。）を除く。）並びに申込証拠金領収証をいう。この場合において、新株申込受付票は申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとし、信託受益権及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含めるものとする。

② 有価証券の評価方法とは、例えば、取得原価を算定するために採用した方法（例えば、移動平均法、総平均法等）、その他有価証券の時価評価を行うに際しての評価差額の取扱いをいう。

(2) 2の(2)に掲げる棚卸資産の評価基準及び評価方法とは、売上原価及び期末棚卸高を算定するために採用した棚卸資産の評価基準及び評価方法をいう。この場合の評価方法とは、例えば、個別法、先入先出法等をいう。

(3) 2の(4)に掲げる繰延資産の処理方法には、繰延資産として計上することが認められている株式交付費、社債発行費等について、支出時に全額費用として処理する方法を採用している場合が含まれることに留意するものとする。

株式交付費、社債発行費等を繰延資産に計上しているときは、償却期間及び償却方法を記載するものとする。

(4) 2の(5)に掲げる外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準には、「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日企業会計審議会報告）に定めのない事項に関する換算基準又は「外貨建取引等会計処理基準」を適用することが適当でない認められ

る場合において、他の合理的な換算基準を採用した場合における当該他の換算基準等について記載するものとする。

(5) 2の(6)に掲げる引当金の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

① 各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載するものとする。

② 退職給付引当金については、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれるものとする。

③ 規則第54条の3第1項の規定による準備金等を計上している場合には①に準じて記載するものとする。

(6) 2の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

① ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。

② 財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載するものとする。

(7) 2の(8)に掲げるヘッジ会計の方法の記載に関しては、次の点に留意する。

① ヘッジ会計とは、「金融商品に関する会計基準」にいうヘッジ会計をいうものとする。

② ヘッジ会計の方法には、繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法に併せて、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについても概括的に記載するものとする。

(8) 2の(10)に掲げる事項については、次の点に留意する。

① 支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。

② 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法が連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なる場合には、その旨を記載するものとする。

③ 特定の市場リスク（規則第8条の6の2第3項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。）又は特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨を記載するものとする。

④ 会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが

明らかでない場合（特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を採用する場合や業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続を適用する場合を含む。）には、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載するものとする。

(削除)

8の2-1 規則第8条の2第1号に掲げる事項については、次の点に留意する。

1 有価証券とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項（第1号及び第2号を除く。）に規定する有価証券及び申込証拠金領収証をいう。新株申込受付票は、申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとする。信託受益権（同項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。）及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは、有価証券に含めるものとする。

2 有価証券の評価方法とは、例えば次の方法をいう。

① 取得原価を算定するために採用した方法（例えば、移動平均法、総平均法等）

② その他有価証券の時価評価を行うに際しての評価差額の取扱い

(削除)

8の2-2 規則第8条の2第2号に掲げる棚卸資産の評価基準及び評価方法とは、売上原価及び期末棚卸高を算定するために採用した棚卸資産の評価基準及び評価方法をいう。この場合の評価方法とは、例えば、個別法、先入先出法等をいう。

(削除)

8の2-4 規則第8条の2第4号に規定する繰延資産の処理方法には、繰延資産として計上することが認められている株式交付費、社債発行費等について、支出時に全額費用として処理する方法を採用している場合が含まれることに留意するものとする。

株式交付費、社債発行費等を繰延資産に計上しているときは、償却期間及び償却方法を記載するものとする。

(削除)

8の2-5 規則第8条の2第5号に規定する外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準には、「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日企業会計審議会報告）に定めのない事項に関する換算基準又は「外貨建取引等会計処理基準」を適用することが適当でないこと認められる場合において、他の合理的な換算基準を採用した場合における当該他の換算基準等について記載するものとする。

(削除)

8の2-6 規則第8条の2第6号に規定する引当金の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

1 各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載するものとする。

2 退職給付引当金については、退職給付見込額の期間帰属方法並び

	<p><u>に数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれるものとする。</u></p> <p><u>3 規則第54条の3第1項の規定による準備金等を計上している場合には1に準じて記載するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>8の2-7 規則第8条の2第7号に規定する収益及び費用の計上基準には、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。また、財務諸表提出会社が「収益認識に関する会計基準」を適用している場合には、その旨を記載するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>8の2-8 規則第8条の2第8号に規定するヘッジ会計の方法の記載に関しては、次の点に留意する。</u></p> <p><u>1 ヘッジ会計とは、「金融商品に関する会計基準」にいうヘッジ会計をいうものとする。</u></p> <p><u>2 ヘッジ会計の方法には、繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法に併せて、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについても概括的に記載するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>8の2-10 規則第8条の2第10号に掲げる事項については、次の点に留意する。</u></p> <p><u>1 支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法が連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なる場合には、その旨を記載するものとする。</u></p> <p><u>3 特定の市場リスク（規則第8条の6の2第3項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動によるリスク（損失の危険）をいう。）又は特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨を記載するものとする。</u></p>
<p><u>8の2の2 規則第8条の2の2に規定する注記は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。</u></p> <p><u>1 重要な会計上の見積りについては、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に従って識別するものとする。</u></p> <p><u>2 重要な会計上の見積りを示す項目が複数ある場合には、規則第8条の2の2に規定する注記については、重要な会計上の見積りを示す項目ごとに一覧できるようまとめて記載するものとする。</u></p> <p><u>3 規則第8条の2の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項の注記について</u></p>	<p>(新設)</p>

は、投資者その他の財務諸表の利用者が同条に規定する重要な会計上の見積りの内容を理解できるようにするための情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

8の6の2-1-2 規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項の注記については、次の点に留意する。

1～6 (略)

7 規則第15条第3号の2に掲げる契約資産を規則第17条第4項の規定に基づき他の項目に属する金融資産と一括して貸借対照表に表示している場合には、当該貸借対照表の科目については、規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項を記載するものとする。この場合には、当該貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができる。

8の32 規則第8条の32に規定する注記は、「収益認識に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1 投資者その他の財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするための十分な情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。また、重要性がある場合は、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

2 規則第8条の32第1項第1号に掲げる事項の注記については、当事業年度に認識した顧客との契約から生じる収益と規則第8条の29に規定する報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとする。

3 規則第8条の32第1項第2号に規定する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報には、例えば次の事項が含まれるものとする。

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報（履行義務に関する情報、重要な支払条件に関する情報）

(2) 顧客との契約に基づいて、財貨の交付又は役務の提供によって得ることが見込まれる対価の額（以下「取引価格」という。）を算定する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報

(3) 取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報

(4) 収益を認識する通常の時点の判断及び当該時点における会計処理の方法を理解できるようにするための情報

(5) 顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与える「収益認識に関する会計基準」を適用する際に行った判断及び判断の変更

8の6の2-1-2 規則第8条の6の2第1項第2号に規定する注記については、次の点に留意する。

1～6 (略)

(新設)

8の32 規則第8条の32に規定する注記とは、「収益認識に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、同条に規定する顧客、契約及び履行義務とは、「収益認識に関する会計基準」にいう顧客、契約及び履行義務をいうものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 規則第8条の32第1項第3号に掲げる事項の注記については、次の点に留意する。

(1) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係を理解できるようにするための情報には、例えば顧客との契約から生じた債権、契約資産並びに契約負債の期首残高及び期末残高（それぞれ区分して表示していない場合）、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額、当事業年度における契約資産及び契約負債の残高の重要な変動に関する内容、履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関連性並びに当該関連性が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明、過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益がある場合には当該金額等が含まれるものとする。

(2) 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報には、例えば当事業年度末において未だ充足していない履行義務に配分した取引価格の総額、当該履行義務が充足すると見込んでいる時期等が含まれるものとする。なお、当該履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合等には、当該情報の注記を要しない。

(削除)

15-12 規則第15条第12号に規定するその他の資産に関しては、次の点に留意する。

1・2 (略)

3 通常の取引に基づいて発生した未収入金で売掛金及び契約資産以外のもの及び通常の取引以外の取引に基づいて発生した未収入金で1年内に回収されると認められるものは、その他の資産に属するものとする。

4～6 (略)

47-2の2 不動産業、倉庫業、映画業その他役務の給付を営業目的とするものの営業収益（例えば、不動産賃貸料、倉庫保管料、映画配給料等）の前受額（顧客との契約から生じたものに限る。）は、規則第47条第2号の2に規定する契約負債に属するものとする。

47-5 広告料、販売手数料等の未払額（ただし、未払費用に属するものを除く。）は、規則第47条第5号に規定する未払金に属するものとする。また、営業取引に関連する預り保証金で入札保証金その他一般の取引慣行において短期間に返済されるものは、同号に規定する預り金に属するものとする。

(削除)

(新設)

15-3 規則第15条第3号の売掛金は、得意先との間の通常の取引に基づいて発生した営業上の未収入金をいい、役務の提供による営業収益で未収のものを含むものとする。

15-12 規則第15条第12号のその他の資産に関しては、次の点に留意する。

1・2 (略)

3 通常の取引に基づいて発生した未収入金で売掛金以外のもの及び通常の取引以外の取引に基づいて発生した未収入金で1年内に回収されると認められるものは、その他の資産に属するものとする。

4～6 (略)

47-3 不動産業、倉庫業、映画業その他役務の給付を営業目的とするものの営業収益（例えば、不動産賃貸料、倉庫保管料、映画配給料等）の前受額は、規則第47条第3号の前受金に属するものとする。

47-5 広告料、販売手数料、売上割戻金等の未払額（ただし、未払費用に属するものを除く。）は、規則第47条第5号の未払金に属するものとする。また、営業取引に関連する預り保証金で入札保証金その他一般の取引慣行において短期間に返済されるものは、規則第47条第5号の預り金に属するものとする。

71 規則第71条の規定による事業の種類は、おおむね昭和26年政令第127号に基づく「日本標準産業分類」における中分類によるものとする。

72-1 規則第72条第1項に規定する売上高については、各企業の実態に応じ、売上高、売上収益、営業収益等適切な名称を付すことに留意する。

72-2 規則第72条第2項の規定に従い記載する売上高については、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）を損益計算書において区分して表示することに留意する。

(削除)

93 規則第93条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第95条の3に規定する特別損失に属する損失とすることが適当であると認められるものを除く。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 (略)

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）及び株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成24年財務省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

① (略)

② 規則第8条の2の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

③～④ (略)

⑤ 規則第8条の32に規定する収益認識に関する注記

⑥～④ (略)

3・4 (略)

72-1 規則第72条第1項に規定する売上高については、各企業の実態に応じ、適切な名称を付すことに留意する。

(新設)

72-3 原材料又は貯蔵品の売却額が売上高に含まれている場合には、当該売上高については、規則第72条第3項の規定が適用されるものとする。

93 規則第93条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息、売上割引（代金支払期日前の支払に対する売掛金の一部免除等をいう。）その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第95条の3に規定する特別損失に記載することが適当であると認められるものを除く。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 (略)

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）及び株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成24年財務省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

① (略)

(新設)

②～③ (略)

(新設)

④～④ (略)

3・4 (略)

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人（保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の適用を受ける株式会社又は指定法人に限る。）が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑳、㉔、㉙及び㉚の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

① (略)

② 規則第8条の2の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

③～⑨ (略)

⑩ 規則第8条の5に規定する追加情報に関する注記

⑪～⑭ (略)

⑮ 規則第8条の32に規定する収益認識に関する注記

⑯～㉓ (略)

5の2～11 (略)

12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業を営む株式会社又は指定法人及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）、労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）又は株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑳、㉔及び㉙から㉚までの事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

① (略)

② 規則第8条の2の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記

③～⑨ (略)

⑩ 規則第8条の5に規定する追加情報に関する注記（指定法人にあっては、規則第62条第2項、第68条の4、第95条の5の2及び第106条から第109条までの規定により注記することとされている事項に相当する事項を含む。）

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人（保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の適用を受ける株式会社又は指定法人に限る。）が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑳、㉔、㉙及び㉚の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

① (略)

(新設)

②～⑧ (略)

⑨ 規則第8条の5に規定する追加情報（指定法人にあっては、規則第68条の2の規定により注記することとされている事項に相当する事項を含む。）に関する注記

⑩～㉓ (略)

(新設)

②～④ (略)

5の2～11 (略)

12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業を営む株式会社又は指定法人及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）、労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）又は株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑳、㉔及び㉙から㉚までの事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

① (略)

(新設)

②～⑧ (略)

⑨ 規則第8条の5に規定する追加情報（指定法人にあっては規則第62条第2項、規則第68条の2、規則第68条の4、規則第95条の5の2及び規則第106条から規則第109条までの規定により注記することとされている事項に相当する事項を含む。）に関する注記

⑪～⑭ (略)

⑮ 規則第8条の32に規定する収益認識に関する注記

⑯～㉓ (略)

13～16 (略)

⑩～㉒ (略)

(新設)

㉔～㉖ (略)

13～16 (略)